

旅 と 関 所

——旅日記を中心としてみた庶民男子の関所通行——

山 本 光 正

はじめに

1. 制度からみた関所手形
2. 旅日記を中心とした関所通行と手形

3. 途中手形

おわりに

論文要旨

近世における関所の研究は、当然のことながら、幕府諸政策との関連で扱えられている。大名統制や入鉄砲に出女に代表されるように、研究の大きな課題の一つは関所設置の目的や意義にある。

こうした関所研究の傾向からみると、一般庶民男子の通行はその研究の中で占める位置は極めて小さなものである。

一方庶民の旅という観点からみると、庶民男子の通行には、幕府の定めた通過方法とはかなり異なる点が見られる。庶民男子が旅をする場合、往来手形を持参し、手形の改めを受けるだけで関所を通行することができた。もしも手形を持参しない場合でも、取り調べの結果不審な点がなければ通行を許されていたことになっている。

ところが旅日記をみると、しばしば関所——主に箱根関所——に手形を「提出」している記事が見られる。提出しているのは往来手形とは別のものようである。このことを裏付けるように、やはり旅日記には旅の途中で手形を作成・発行してもらっている記述がよくみられる。特に多いのが江戸の旅宿である。

東国の人々の多くは伊勢参宮の際江戸に入り、1～2泊して伊勢に向かうが、その際旅宿で手形の発行をしてもらっている。

右のような関所手形についての幕府、関所側の記録は極めて少ないようである。このような関所手形について、かろうじて『箱根御関所日記書抜』に途中手形という名称で記されている。その内容も旅の途中で手形発行を禁じたものである。

このような手形が自然発生的に成立したとはとても考えられない。恐らく何らかの理由により一時的にとった処置が、途中手形に姿を変え尾を引きずり、これを旅籠屋が利用したのであろう。

いずれにせよ庶民男子が関所を通過する時、旅の途中で発行してもらった手形を関所に提出したことは事実として認めざるを得ない。